

(案)

令和2年(2020年) 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市環境影響評価審議会  
会長 近藤 哲也

札幌市の環境影響評価に係る制度改正について (答申)

令和2年10月2日付け札幌対第50908号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

余 白

## 札幌市の環境影響評価に係る制度改正について

### 1 検討の経緯

環境影響評価制度とは、開発事業など環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象として、事業者自らが事前に調査、予測及び評価し、その結果に基づいて環境への配慮を行うものである。札幌市では、平成11年の環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の施行に合わせ、札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号。以下「市条例」という。）を制定し、法及び市条例の2つの制度によって環境影響評価制度の運用を行うことにより、札幌市域内における良好な生活環境や自然環境の保全を進めてきた。

昨今、国内では、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化など、様々な問題が顕在化している。この現状に鑑み、国において環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第53号）を公布し、令和2年4月から、既に法により対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる、大規模な太陽光発電事業を法の対象事業（第1種事業で出力4万kW以上、また、第2種事業で出力3万kW以上）に追加したところである。

また、これを受け、北海道においても環境影響評価制度の見直しについて検討を行っているところである。

このような状況を踏まえ、令和2年10月2日付けで札幌市長から札幌市環境影響評価審議会に対し、札幌市の環境影響評価に係る制度改正について諮問がなされ、審議の結果、一定規模以上の太陽光発電事業を市条例の対象事業とすべきであるとの結論を得た。

については、次のように札幌市環境影響評価条例施行規則（平成12年規則第21号。以下「施行規則」という。）及び札幌市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）の改正等必要な措置を講じることにより、環境影響評価制度の適切な運用がなされるよう期待する。

### 2 太陽光発電事業に係る札幌市の環境影響評価制度の見直し

#### (1) 太陽光発電事業の対象事業への追加（施行規則改正事項）

太陽光発電事業（太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業）を発電所の対象事業種に追加すべきである。

#### (2) 規模要件（施行規則改正事項）

規模要件及びその指標は、次に掲げる考え方のもとで設定すべきである。  
ア 太陽光発電事業による環境影響が面的効果であることを考慮し、既に市条例の対象事業となっている面開発事業（土地の造成等）と同等の規模要件とする。

イ 札幌市内で実施される太陽光発電事業については、市条例に基づき環境影響評価手続を運用する必要があるため、北海道環境影響評価条例（昭和53年北海道条例第29号。以下「道条例」という。）と同等以上の規模要件とし、道条例の適用除外を受ける必要がある。

これらの考え方に基づき、次表のとおり規模要件及びその指標を設定すべきである。

第1種事業	施行区域面積 50ha 以上 又は 出力 2万 kW 以上
第2種事業	施行区域面積 20ha 以上（第1種事業となるものを除く。）

(3) 経過措置について（施行規則改正事項）

道条例との整合を図ったうえで、必要に応じ適当な期間の経過措置規定を設けるべきである。

(4) 調査、予測及び評価手法等について（技術指針変更事項）

太陽光発電事業に特有の項目である斜面崩壊や地盤表面の侵食など土地の安定性、反射光による影響や事業終了時の産業廃棄物（廃棄パネル等）処理などに加え、札幌市域における自然環境面での地域特性を踏まえたエゾシカなど野生動物の施設内への誘引対策についても十分な検討を行い、技術指針において、当該事業に係る調査、予測、評価手法等を適切に設定する必要がある。

また、併せて記載されている法令・指針・マニュアル等を最新のものに改めるなど、最新の状況や知見を踏まえたものとする他、記載の統一や字句修正など文言を整理すべきである。